

(別紙様式2)

## 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：福島県  
農業委員会名：会津若松市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和元年5月21日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	5,830	1,050			6,880	
経営耕地面積	5,587	705	442	171	3	6,292
遊休農地面積	4.5	3.1	3.1			7.6
農地台帳面積	5,975	1,426	1,402	24		7,401

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,842
自給的農家数	716
販売農家数	2,126
主業農家数	521
準主業農家数	670
副業的農家数	935

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,682
女性	1,875
40代以下	387

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	300
基本構想水準到達者	80
認定新規就農者	38
農業参入法人	1
集落営農経営	13
特定農業団体	0
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	18	18	6

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		6, 890ha	3, 945.4ha
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加や農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。集落営農の進展、農業委員及び農地利用最適化推進委員によるあっせん活動や農地中間管理事業等により農地の流動化は年々進んではいるものの、認定農業者等担い手への農地利用集積は今後一層の推進が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3, 995. 9ha	3, 890. 5ha	△54. 8ha	97. 4%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>○農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を密にし、下記の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各集落における人・農地プランの作成を推進することにより、担い手を明確化し、担い手への農地利用集積を促進する。</li> <li>・農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用し、担い手の面的集積の推進を図る。</li> <li>・新1・1・1運動の一環として、認定農業者等担い手へ農地の利用集積に向けたあっせん活動を行う(通年)。</li> <li>・市ホームページ(通年)や「農業委員会だより」(1月)において、農業経営基盤強化促進法による所有権移転のメリットや安心して農地貸借ができる利用権設定制度の周知を行い、認定農業者等担い手への農地利用集積を推進する。</li> <li>・ほ場整備事業地区において、地元の農用地利用改善組合と連携し、農地中間管理機構による担い手への円滑な農地利用集積を推進する(12月～3月)。</li> <li>・売り手、貸し手からのあっせん申出に基づき、担い手への農地のあっせんを行う(通年)。</li> </ul>
活動実績	<p>農地中間管理事業の利用を推進し、139. 8haの農地を農地中間管理機構に中間管理権を設定したほか、就農相談を開催し、新たな担い手の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業 H30.4月:6.6ha H30.5月:13.9ha H30.6月:29.1ha H30.10月:17.8ha H31.2月:10.2ha H31.3月:62.1ha</li> <li>・就農相談 H31.3.7(法人経営体)</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理権の設定等により、集積面積の減少が見られたが、担い手への利用集積は進んでいる。
活動に対する評価	計画どおりの活動を実施した。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1 経営体	5 経営体	2 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.2ha	2.1ha	0.1ha
課題	親元就農件数は増加傾向にあるが、農外からの就農者は生活基盤や資本装備が脆弱であるため、参入件数は少ない。また、米価の低下を受け志向する経営作目が施設野菜が大半を占めているが、連担した畑を確保することが困難である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
7 経営体	2 経営体	40.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
3.0ha	2.9ha	96.7%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	高齢化等により離農を志向する農業者の所有する農地の権利を取得し農業に参入しようとする農外出身者の増加が期待できることから、遊休農地の発生を抑えるための手段としても有効であるため農政部局と連携を密にして農地のあっせんを進める(通年)。
活動実績	就農相談会及び青年等就農計画認定審査会を開催し、個人1名、法人1社の農外からの新規参入者を確保するとともに、6名の親元就農者を確保した。 就農相談：H31.3.7(法人経営体1社 農用地利用集積計画) 青年等就農計画認定審査会：H30.5.31(個別経営体1名 農用地利用集積計画) H30.8.2(個別経営体2名 農用地利用集積計画) H31.1.18(個別経営体1名 農用地利用集積計画) H31.3.7(個別経営体2名 農用地利用集積計画)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農政部局と連携した活動の結果、一定の実績をあげることができた。
活動に対する評価	農政部局と連携した活動の結果、一定の実績をあげることができた。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A) 6, 899. 0ha	遊休農地面積(B) 9. 0ha	割合(B/A×100) 0.1%
課 題	平成29年度に実施した農地利用状況調査により遊休農地所有者・住所地の確認や仮登記等の有無、未相続遊休農地の相続人を特定し、遊休農地所有者等へ利用意向調査を基に、農地の再生利用に向けた誘導を行わなければならない。 また、遊休農地解消のため、受け手農家へのあっせんや継続的に作付可能な作物を選定し、誘導していく必要がある。 調査結果は、「A」9.0ha、「B」30.0ha		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0. 5ha	1. 4ha	280.0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	37人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	1. 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、平成29年度に実施した遊休農地所有者等へ指導を行った農地を対象に農地利用意向調査における意向の状況も含めて当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り地図等に記録する 2. 調査区域を15地区に区切り、担当の農業委員、農地利用最適化推進委員を定めて調査する 3. 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査する 4. 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査する 5. 周辺の営農や土地利用に影響が少ないB判定農地については、非農地判断を行い遊休農地面積の解消に努める		
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 11月		
	その他の活動	利用状況調査の結果、必要に応じて農地中間管理機構との協議の勧告を行うとともに、利用意向調査を実施した時は農地中間管理機構に情報の提供を行い、当該農地の取り扱いに関する方針を決定する。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 37人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 9月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～12月	調査結果取りまとめ時期 1月～2月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 24 筆	調査数: 筆	調査数: 筆
		調査面積: 2. 0 ha	調査面積: ha	調査面積: ha
その他の活動	H30.11月に7. 8haの非農地判断を実施した。			

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を大きく超える成果を得ることができた
活動に対する評価	目標どおりの活動を行うことができた

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,890ha	1.98ha
課 題	現在確認されている違反転用農地は、相続未了や権利者の不在など権利関係が複雑化しているものが多い。また、他法令との関係で調整が必要なものがあり、解消が困難となっている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.98ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<p>農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を密にし、下記の活動を行う。</p> <p>○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、定期的に違反是正の指導・意向調査等の聞き取りを実施し、追認できるものについては、転用申請書を提出させる。追認が困難と思われるものについては、県と協議し是正に向け取り組む。 農業委員と農地利用最適化推進委員が各担当地区内をパトロールし、違反転用の早期発見に努める。</p> <p>○違反転用の発生防止に向けた取組 4月 農地部会長・副部会長・地区委員による個別指導の実施 8月 農地部会での市内全体の農地パトロールの実施 9月 農業委員会全体での農地パトロールの実施 1月 チラシで農家に対し転用は許可が必要であることを周知</p>
活動実績	<p>○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、定期的に違反是正の指導・意向調査等の聞き取りを実施し、追認できるものについては、転用申請書を提出させる。追認が困難と思われるものについては、県と協議し是正に向け取り組んだ。 農業委員が各選挙区内をパトロールし、違反転用の早期発見に努めた。</p> <p>○違反転用の発生防止に向けた取組 H30. 4. 26 農地部会委員による個別指導の実施 H30. 6. 26 農地部会での市内全体の農地パトロールの実施 H30. 9. 7 農業委員会全体での農地パトロールの実施 H31. 1. 1 チラシで農家に対し転用は許可が必要であることを周知</p> <p>○新たに把握した違反転用の追認申請への指導 過去に転用を行ったが、無許可であった事実が判明し相談を受けた案件について、聞き取りや現地調査等により故意の違反ではなかったことを確認したうえで、県と協議のうえ追認許可に向け取り組んだ。</p> <p>※追認許可件数 5月 4条 1件 10月 4条 2件、5条 1件 12月 4条 1件 1月 5条 1件 2月 5条 3件 3月 4条 1件 計10件</p>
活動に対する評価	<p>都市計画法等関連法令の規制により、目標とした違反事案の解消には至らなかったが、計画どおりの活動を行った。</p>

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 56 件、うち許可 56 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び農地利用最適化推進委員で現地調査並びに必要なに応じて申請者に対する聞き取りを実施している	
	是正措置	なし	
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している	
	是正措置	なし	
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件
	是正措置	なし	
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している	
	是正措置	なし	
処理期間	実施状況	標準処理期間 申請書受理から 25 日	処理期間(平均) 20 日
	是正措置	なし	

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 23 件)

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	複数の農業委員及び事務局職員による書類審査及び現地調査を実施している	
	是正措置	なし	
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している	
	是正措置	なし	
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している	
	是正措置	なし	
処理期間	実施状況	標準処理期間 申請書受理から 25 日	処理期間(平均) 20日
	是正措置	なし	

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		24 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		24 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		4 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		4 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2,604 件 公表時期 平成31年 1月 情報の提供方法:情報の提供方法:ホームページで公表するとともに、農事組合を通じて各戸に賃借料表を配布
	是正措置	なし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 7,533 件 取りまとめ時期 平成31年 2月 情報の提供方法:ホームページで公表するとともに、農業委員会だよりに掲載
	是正措置	なし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,401 ha データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、月1回以上随時更新 公表:全国農地ナビに農地台帳データを掲載している
		是正措置

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 平成30年度に実施した農業経営意向調査の結果、農地中間管理事業や新規就農、遊休農地対策等に関する要望が数多く寄せられた。</p> <p>〈対処内容〉 人・農地プラン未策定集落等を対象として、調査結果をもとに関係機関・団体連携を図りながら農業委員、農地利用最適化推進委員が集落に向ける体制を整えた。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 農業経営意向調査の結果、集落営農や法人化、有害鳥獣駆除等に関する要望が寄せられた。</p> <p>〈対処内容〉 人・農地プラン未策定集落等を対象として、調査結果をもとに関係機関・団体連携を図りながら農業委員、農地利用最適化推進委員が集落に向ける体制を整えた。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数                      2    件

提出先及び提出した意見の概要	①農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書 ②福島県下農業委員会大会への議案
----------------	---

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している